

静産廃協 第 121 号

令和 8 年 3 月 31 日

会 員 各 位

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会

会長 新井 康久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

このことについて、令和 8 年 3 月 30 日付け環廃第 628 号により静岡県廃棄物リサイクル課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

この環境情報をファックスにより受信した会員におかれましては、下記をご参照いただき、本通知への添付を省略した文書を当協会ホームページの会員向けページ又は環境省ウェブサイトからダウンロードしていただくようお願いします。

## 記

### 1 添付文書

- ・ 静岡県通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」
- ・ 環境省通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」
- ・ 水銀廃棄物ガイドライン 第 5 版 \* 添付省略
- ・ 水銀廃棄物ガイドライン 第 5 版 新旧対照表 \* 添付省略

### 2 ダウンロード先

#### ①会員向けページ

<https://www.shizuoka-sanpai.or.jp/>

#### ②環境省ウェブサイト（水銀廃棄物関係）

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

担当/協会事務局 瀬崎

TEL 054-255-8285